

令和3年度

浜松市ファンドサポート事業

ベンチャーキャピタル等公募要領

令和3年5月

浜松市 産業部 スタートアップ推進課

目次

1	ファンドサポート事業の概要	2
1-1	目的	2
1-2	スタートアップ等に対する事業化支援の仕組み	2
2	認定VCの公募要件	4
2-1	認定VCの要件	4
2-2	認定VCの努力義務	4
2-3	その他	4
3	認定VCの選定プロセス	5
3-1	選定プロセス	5
3-2	審査結果（認定結果）の通知及び公表	5
3-3	認定VCの認定の取消	5
4	申請の手続き等	6
4-1	申請書式及び提出について	6
4-2	申請に関する注意	8
4-3	受付期間	8
6	参考	9
7	問い合わせ先	9

浜松市は、スタートアップ等に対して投資を行うベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等(以下「VC等」という。)の市内スタートアップ等に対する投資及び支援活動を促進し、またその知見や支援機能を活用しながら、スタートアップ等に対する事業化を支援するため、令和3年度「浜松市ファンドサポート事業」を実施します。

本事業では2つの公募を実施します。本公募要領では、市内スタートアップ等を支援するVC等を募集します。本事業への参加を希望されるVC等は、本公募要領に従いご応募ください。

なお、本事業は、浜松市予算に基づき実施するため、全体の予算・方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等が変更されることがあります。

1. ファンドサポート事業の概要

1-1. 目的

浜松市では、スタートアップ等の多くが資金調達の悩みを抱えており、特に、起業の初期段階における活動に必要な資金の調達に課題があります。

そこで本事業では、急成長を目指す浜松市内のスタートアップ等が、必要とする資金を、豊富な経験と確かな見識を有するVC等の投資活動と協調して支援するとともに、スタートアップの経営基盤の強化や財務管理体制の整備についても支援していきます。

また、本事業を通して、市外からスタートアップを誘致し、浜松市のものづくり企業の技術と、スタートアップの革新的技術を融合させ、新たなイノベーションの連鎖を生み出すことで、本市経済の活性化をけん引する新しい産業の創出を期待しています。

本事業を契機として、浜松市にスタートアップが集積、成長する環境が整うことで、次々と新たなスタートアップが生まれるエコシステムの確立を目指します。

1-2. スタートアップ等に対する事業化支援の仕組み

(1)VC 等と浜松市によるスタートアップ等の協調支援の概要

本事業は、前項で述べた、浜松市内のスタートアップ等(以下「事業者」という。)の研究及び事業活動を支援します。交付金の交付対象となる事業者は、本公募において認定するVC等(以下「認定VC」という。)が投資する事業者(既投資先も対象)です。認定VCからの投資を受けていない事業者は、交付金の対象外となりますのでご注意ください。交付金の交付額は、予算の範囲内を前提条件とし、次の3つの基準を設け、そのいずれか低いものを超えない金額を交付額の上限とします。

- ① 認定VCから本年度中に受けた投資額
- ② 浜松市が独自に設ける1件あたりの上限金額(健康・医療関連事業において最大7,000万円、その他事業において最大5,000万円)
- ③ 交付対象経費の10分の10(100%)

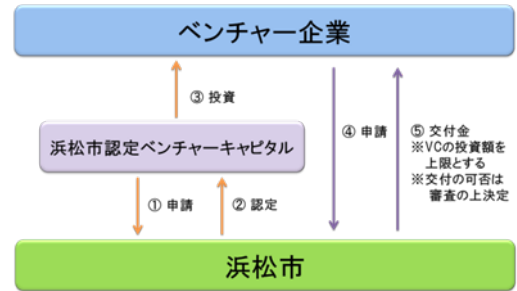


図1 本事業のスキーム概要

＜事業全体スケジュール＞

ベンチャーキャピタルの公募について

時期	内容
令和3年5月26日(水)	(ベンチャーキャピタルの)公募開始
7月30日(金)	公募締切
8月下旬	認定審査会
9月上旬	認定VC公表

スタートアップの公募について(第1回)

時期	内容
令和3年5月26日(水)	(スタートアップの)公募開始
9月30日(木)	公募締切
10月中旬	採択審査会
10月下旬	認定事業者公表
11月1日以降	交付金交付

※第1回の公募で決定する交付金の総額が今年度の予算額(210百万円)に達しなかった場合には、2回目の公募を実施します。スケジュールは、概ね以下のとおりを予定しています。あくまでも現時点での予定であり、変更となる可能性があります。

時期	内容
令和3年10月予定	(スタートアップの)公募開始
令和4年1月予定	公募締切
2月予定	採択審査会
2月予定	認定事業者公表
4月1日以降	交付金交付

2. 認定VCの公募要件

2-1. 認定VCの要件

本事業にて公募対象となる認定VCは、下記①～⑧の全ての要件を満たす者です。

- ① 業としてスタートアップ等への投資機能を有し、スタートアップ等の事業化支援機能を有する企業。
- ② 日本国内において、スタートアップの事業化等を支援する拠点を有し、常駐スタッフを配置していること。またはそれらの計画があること。
(※拠点は日本国内で法人登記していない場合でも可。)
- ③ 常駐スタッフは、スタートアップの事業化を支援した実績、能力を有すること。
- ④ 暴力団員等または暴力団員等と密接な関係を有する者ならびにこれらの者のいずれかが役員(無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役またはこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。)となっている法人に該当しないこと。
- ⑤ 投資を計画している事業者(投資済先も含む)の資本金に対する認定VCの持株比率が、事業期間内において原則50%未満であること(ただし、当該事業者の企業価値評価を事業開始前より下げて投資しないこと)。
- ⑥ 投資手段としてファンドを活用する場合(LPS/投資事業有限責任組合の場合)、ゼネラル・パートナー(GP)であること。
- ⑦ 法人であること。
- ⑧ 本市のスタートアップエコシステムの発展に協力・貢献していただけること。

2-2. 認定VCの努力義務

- (1) 採択された事業者(スタートアップ等)に対して、原則として、提出した支援計画書に沿ったハンズオンによる支援を行い、その事業化を促進すること。
- (2) 採択された事業者の認定事業期間中の資金繰り及び資本政策を健全に保ち、次のファイナンスに繋げること。
- (3) 事業者に対するハンズオン支援の進捗を定期的に(または本市の求めに応じ)浜松市へ報告すること。
- (4) 採択された事業者から、ハンズオンによる支援およびその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないこと。

※ あくまで努力義務であり、認定VCの要件ではありませんが、努力義務履行に向けてできる限りの行動を遂行していただきます。

2-3. その他

認定期間 2年間

3. 認定VCの認定プロセス

3-1. 認定プロセス

浜松市は、『「浜松市ファンドサポート事業」ベンチャーキャピタル等の認定に係る審査委員会』を経て、最終的に浜松市が総合的な判断のもと認定VCを決定します。なお、認定に際して本公募申請者に対しヒアリング審査を実施します。

認定プロセスは非公開で行われ、審査の結果等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

◆ 審査項目について

- ① 投資・支援実績
 - ・ シード期～ミドル期のスタートアップへの投資実績。
 - ・ 初回投資後の追加投資やハンズオンによるスタートアップの成長の実績。
- ② ハンズオン
 - ・ スタートアップの企業価値向上に対する具体的な取組。
 - ・ スタートアップの事業化を支援する具体的な目利き能力や支援能力(本事業に従事するハンズオンメンバーの能力・実績)。
- ③ 次の資金調達への取組
 - ・ 投資余力:ファンド規模、投資可能金額、投資可能期間、ファンド寿命等
 - ・ ネットワーク: 次の資金調達候補となり得る国内外のVC、事業会社との繋がり等
- ④ 地域経済への貢献

3-2. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の公表・通知

認定VCの法人名称は本市公式ホームページ等にて公開します。また、審査結果については、別途申請者へ書面で通知します。

(2) 認定条件について

認定に諸般の条件を付す場合がありますのであらかじめご了承ください。

3-3. 認定VCの認定の取消

以下の場合、認定VCの認定を取り消す場合があります。

- (1) 「2-1.認定VCの要件」に合致しなくなった場合。
- (2) 「2-2.認定VCの努力義務」履行に向けできる限りの行動を遂行していないと認められた場合。
- (3) 申請書類に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合。
- (4) その他浜松市が認定について適切でないと判断した場合。

4. 申請の手続

4-1. 申請書式及び提出について

【新規申請】

認定申請を希望する者は、別添1「申請書作成上の注意」に従い、下記提出書類一式を浜松市に提出してください。

- 『「浜松市ファンドサポート事業」ベンチャーキャピタル等の認定申請書』作成項目
- ※ 下記5項目について、別添申請書記載例を参考にそれぞれ書類を作成してください。
- ・ 項目1:表紙
 - ・ 項目2:申請者の概要
 - ・ 項目3:ハンズオン計画
 - ・ 項目4:本事業に係る投資方針等
 - ・ 項目5:利害関係の確認について

項目1～4については、それぞれ A4用紙2枚以内の作成を厳守。
※2枚を超えた場合は審査対象外となります。

■ 提出書類

- (1) 『「浜松市ファンドサポート事業」ベンチャーキャピタル等の認定申請書』一式
(上記項目 1～5 を一括りとし、A4 左綴じとしてください。)
- (2) (別紙 1) 申請書提出のためのチェックリスト
- (3) (別紙 2) 本事業に関与するメンバーの略歴
- (4) (別紙 3) 申請書類受理票
- (5) (別紙 4) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) (追加書類1) 会社定款追加書類
- (7) (追加書類2) ファンド目論見書、概要書等
- (8) (追加書類3) 会社の紹介資料(パンフレット、WEB ページ等)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【更新申請】 ※令和元年度認定VC

認定更新を希望する者は、別添「【更新用】申請書提出のためのチェックリスト」を記入し、提出書類一式を浜松市に提出してください。

- ・ 項目1:表紙
- ・ 項目2:申請者
- ・ 項目3:ハンズオン計画
- ・ 項目4:本事業に係る投資方針等
- ・ 項目5:利害関係の確認について

項目1～4については、それぞれ A4用紙2枚以内の作成を厳守。
※2枚を超えた場合は審査対象外となります。

■ 必須提出書類

- (1) (申請書) 項目1:表紙
- (2) (申請書) 項目2:申請者の概要
- (3) (別紙1) 申請書提出のためのチェックリスト
- (4) (別紙3) 申請書類受理票

■ 変更があった場合提出する書類

- (1) (申請書) 項目3:ハンズオン計画
- (2) (申請書) 項目4:本事業に係る投資方針等
- (3) (申請書) 項目5:利害関係の確認について
- (3) (別紙2) 本事業に関与するメンバーの略歴
- (5) (別紙4) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) (追加書類1) 会社定款追加書類
- (7) (追加書類2) ファンド目論見書、概要書等
- (8) (追加書類3) 会社の紹介資料(パンフレット、WEB ページ等)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【新規・更新共通】

■ 提出方法

交付申請書一式の提出については Bizストレージファイルシェアへの電子ファイルのアップロードによる受付とさせていただきます。交付申請書一式をスキャナー等で電子化したファイルをアップロードしていただくとともに、原本を書留扱いで郵送してください。申請受付期間内にアップロードしていただく必要がありますが、原本は申請受付期間内に必着とはいたしません。

■ メール送付先

浜松市 産業部 スタートアップ推進課

E-mail: vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

■ 提出の手順

- ① 交付申請書一式を提出する旨のメールを **令和3年7月30日(金)正午までにお送りください。**
- ② 送付いただいたメールアドレスに宛に、担当からメールが2通送られてきます。
1通目 件名:【浜松市スタートアップ推進課】データ送信のお願い
Bizストレージファイルシェアのリンク

2通目 件名:【浜松市スタートアップ推進課】パスワード
Bizストレージファイルシェアのパスワード

- ③ 1通目のメールのリンクを開き、2通目のパスワードを入力し、《Login》をクリックしてください。
- ④ ファイルをドラッグ&ドロップすると直ちにアップロードされます。
※令和3年7月30日(金)17時までに交付申請書類一式をアップロードしてください。
- ⑤ 原本は書留扱いとし、以下の住所へ郵送してください。
《郵送先》
〒430-8652静岡県浜松市中区元城町103-2
浜松市 産業部 スタートアップ推進課 ファンドサポート事業担当宛
※「申請書在中」と朱書きのこと

5-2. 申請に関する注意

- (1) 申請書の受理及び申請書に不備があった場合
 - ・ 応募資格を有しない者の申請書又は不備がある申請書は受理できません。
 - ・ 申請書を受理した際には申請書類受理票を申請者に返送しますので、あらかじめ【別紙3】申請書類受理票に代表申請者のお名前を記入の上、送付してください。
 - ・ 提出された申請書類等は返却致しませんのでご了承ください。
 - ・ 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきますのでご注意ください。
- (2) 秘密の保持
申請書は本事業の認定VCの選定のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報、法令等に基づく場合の提供を除き、認定VC選定に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。
- (3) 認定申請書の記入言語
認定申請書は日本語で記載してください。

5-3. 受付期間

認定申請書の受付期間は次のとおりです。

令和3年5月26日(水)～令和3年7月30日(金)

※受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。

6. 参考

令和元年度、令和2年度に採択した事業者につきましては、浜松市スタートアップ進出・成長応援サイト「HAMACT!!」をご覧ください。

■トップページURL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamact/index.html>

7. 問い合わせ先

(浜松市ファンドサポート事業事務局)

浜松市 産業部 スタートアップ推進課 担当者:中田、大村

E-mail:vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp FAX:053-457-2825